

伊佐市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月28日(金) 午前9時00分から9時25分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (11人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員
2番委員	8番委員	
4番委員	9番委員	
5番委員	10番委員	
6番委員	11番委員	
7番委員	12番委員	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 11番委員 12番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。本年もよろしく申し上げます。

第6波の新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置が27日から鹿児島県は適用されました。急遽本日の総会は、農業委員だけで開催し、出来るだけ短時間で終わりたいと思っております。

ここで皆様方にお諮りいたしますが、第3条許可申請について調査報告を簡略化して、事前に総会資料を見ていただいていると思っておりますので、それで採決をしていただくことはできないでしょうか。

(「異議なし」という声、多数あり。)

議長 それでは第3条許可申請については、只今申し上げたとおりの取り扱いとさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。11番農業委員と12番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

総会を始める前に、先月の空き家バンクについてご質問がありましたので、それについての回答を事務局から報告をお願いします。

事務局 先月の総会時に質問のありました空き家・空き店舗バンクについて説明します。令和3年度4月1日以降合計6件の空き家・空き店舗バンクの地番指定があります。そのうち1件が地番解除になっており残り5件が地番指定をされている状況であります。

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数あり。)

議長 それでは、只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから6ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が22件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」所有権移転と貸借に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明します。資料の7ページをご覧ください。番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている UYさんです。譲受人は、伊佐市菱刈南浦に所在のある認定農業者で農地所有適格法人である 株式会社Fです。土地の所在地は、伊佐市菱刈字高原160番1ほか6筆、地目は全て田、地積は7筆合計で11,255㎡です。申請地は、本城小学校から北西へ約2.5kmに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。本日お配りした総括表をご覧ください。期間は3年から20年で、面積は合計679,179㎡で利用権を設定する者の数は133人、設定を受ける者の数は42人です。土地の詳細については資料8ページから32ページ、番号1番から144番と番号69については修正分の資料のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。
- 議案第2号 —————
- 議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。
整理番号1番から15番までと17番を一括で審議します。総会資料をご覧いただき申請内容等の審査をお願いします。現地調査を行った調査員の中で懸案事項等があった調査員の報告を求めます。
- (各調査員から「なし」という声あり。)
- 議 長 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から15番と17番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号1番から15番と17番については許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号16番は6番農業委員が譲受人となつておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。
関係議案終了後に入室、着席していただきます。
それでは、6番農業委員の退席をお願いします。
(6番委員退席)

議 長 総会資料をご覧ください申請内容等の審査をお願いします。現地調査を行った調査員の中で懸案事項等があった調査員の報告を求めます。

(調査員から「なし」という声あり。)

議 長 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号16番については許可が決定いたしました。

議 長 ここで、6番委員の入室をお願いします。
(6番委員着席)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数17件について17件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・
農 業 委 員 編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去
る1月21日、申請人のKSさんの奥さんと事務局立会いのもと、1番
推進委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしました
ので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されているKSさんで年齢は57歳
です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字犬山口1759番2で、地目は田、地積は681㎡です。申請地は本城小学校から南へ約6kmに位置し、東側は田、北側が山林、西側は市道、南側は田であります。除外後は空き家バンクに登録しようという計画であります。この申請は具体的な除外後の利用計画があり、周囲は農地ですが農用地区域農地の外周部であるため除外することで農作業の効率化に係る影響はないものと思われます。以上のような理由により、除外はやむを得ないと判断致しました。添付書類として農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、平面図、地籍図、現地写真が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。

議長 整理番号2番については取り下げ申請が提出されました。整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る1月21日、申請人代理として事務局立会いのもと、1番推進委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、始良市加治木町木田に居住されている Y S さんで年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1850番で、地目は田、地積は558㎡です。申請地は本城小学校から北西へ約3kmに位置し、古城和牛種

畜場の隣であります。東側は雑種地、北側が雑種地、西側は道路、南側は畑であります。以前、用途区分変更申請がされましたが変更目的がなくなったため、従前の用途にするため申請するものです。

この申請地は、水路がないため用途としては畑としての利用が有効ではないかとの3人の意見でありました。用途区分変更することで集団化や作業効率への影響を及ぼす恐れはないと思われまます。以上のような理由により、用途区分変更はやむを得ないと判断致しました。添付書類としまして、農用地利用計画変更申出書、地籍図、全部事項証明書、平面図、現地写真が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。事務局からの補足説明をお願いします。

事務局 11番農業委員の報告に補足させていただきます。今回の申請ですが、令和3年6月に牛舎を建てる目的で用途区分変更の審議をしていただきました。今回、所有者の意向や建設予定であった事業主の意向により牛舎と運動場の建設予定が無くなったため、改めて農地として活用したいということで申請されております。3名の調査員の結果、本来であれば登記地目である田としての活用が望まれるのですが、水路等もなく畑として活用していく方が農地としての管理が適切ではないかということでありました。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更・除外・編入) 申出」の意見決定について、申請件数3件について1件の取り下げ、2件の意見が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。

整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月21日、申請人の代理人である霧島市福山町のT行政書士立会いのもと、5番農業委員、7番推進委員、8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私8番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口山野に居住されているKRさんで年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字三丸田4088番6で、地目は田、地積は80㎡です。

農地区分は第1種農地で、転用目的は自宅への通路です。県道の拡幅工事に伴い現在の宅地への通路が無くなり、現在の宅地への進入路は申請地以外にないため自己所有地の農地を転用し通路として整備するものです。

所在地は、山野小学校から北へ約500mに位置しており、北側と西側と南側は田、東側は道路であり、周囲に与える影響はないものと思われま

す。
添付書類として、申請書、全部事項証明書、位置図、見取り図、水路に関しての土地利用計画、平面図、排水計画図、断面図、事業計画書、山野十曾土地改良区の意見書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、処分が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件の処分が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。

整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月21日、申請人の代理人であるA行政書士の立会いのもと、13番農業委員、13番推進委員、2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されているSNさんで年齢は55歳です。

譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されているNMさんで年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字夫婦池1253番1で、地目は畑、地積は2,060㎡です。

転用目的は山林で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。杉500本を植林する計画です。

所在地は、大口東小学校から北へ約200mに位置しており、南側は山林、東側は非農地、北側はため池、西側は非農地となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る1月21日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住されているUSさんで年齢は32歳です。

譲渡人は、鹿児島市吉野町に居住されているYMさんで市外住民です。

申請地は、伊佐市大口里字青木ヶ島2801番4ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で469㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第3種農地で、所有権移転売買です。

所在地は、大口高校から西へ約300mに位置しており、南側は宅地、東側と北側は田、西側は道路であり周囲に与える影響はないかと思われま

す。
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する制約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。12月の月例報告をいたします。7日、1月の定例常設審議委員会が鹿児島市で行われました。21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第10回農業委員会の総会です。2月の行事予定ですが、1日に鹿児島県農業委員会70周年記念大会が計画されておりましたが、コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。4日の2月定例常設審議委員会は書面開催となりました。22日が現地調査です。28日が第11回農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 以上で、令和3年度第10回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時25分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 11 番

伊佐市農業委員 12 番